

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件(以下「55号事件」という。)

原告 奈良市

被告 仲川元庸(以下「被告仲川」という。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件(以下「56号事件」という。)

原告 奈良市

被告 [REDACTED]、[REDACTED](以下「被告[REDACTED]ら」という。)

和解条項案

令和5年4月25日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、令和5年3月29日付けの和解案提示後の当事者
らの検討状況等を踏まえて、別紙のとおり和解条項案を提示しますので、
ご検討ください。

和解条項案（55号事件）

- 1 被告仲川は、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第55号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告との紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 2 原告と被告仲川は、本日、前項の金員のうち397万7539円の支払債務と、原告の被告仲川に対する令和3年12月、令和4年6月及び同年12月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- 3 被告仲川は、原告に対し、第1項の金員のうち前項による相殺後の残額2602万2461円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- 4 原告及び被告仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告仲川は、原告と被告仲川との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

和解条項案（56号事件）

- 1 被告■らは、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告らとの紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告■らは、原告に対し、前項の金員のうち1000万円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- 3 被告■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第36号債権仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 4 被告■らは、第1項の金員のうち2000万円を、前項の取下げの日から起算して30日後の日限り、連帶して支払う。
- 5 被告■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第35号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 6 被告■らは、原告が第3項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第570号をもって供託した金1040万円及び同令和3年度金第572号をもって供託した金460万円）及び前項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第569号をもって供託した金415万円及び同令和3年度金第571号をもって供託した金185万円）の各取消しに同意し、原告と被告■らは、各取消決定に対し抗告しない。
- 7 原告及び被告■らは、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 8 原告はその余の請求を放棄する。

9. 原告及び被告 [] らは、原告と被告 [] らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

10. 訴訟費用は各自の負担とする。

以上